

保国発0730第1号  
平成30年7月30日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
国民健康保険の70歳以上の現役並み所得者については、高額療養費の制度改正により、平成30年8月以降、自己負担限度額が3区分に細分化され、そのうち、「現役並みⅠ」及び「現役並みⅡ」の区分に該当する被保険者については、新たに限度額適用認定証の交付対象となるため、医療機関等の受診時に複数の様式を携行する必要が生じることとなります。

一方、被保険者証と高齢受給者証に関しては、被保険者の利便性向上の観点から、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において議論が行われ、平成30年3月、総務省行政評価局から「被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進する必要がある」とのあっせん文書が厚生労働省あてに送付されたところです。

今般、上記を踏まえ、一体化の取組を推進するため、本日公布され、平成30年8月1日から施行することとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第97号)において、規定の整備を行いましたので、お知らせするとともに、都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合に対し、下記内容の周知及び支援等につきまして、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 国民健康保険法施行規則（第六条及び第七条の四関係）の改正（本日公布、平成30年8月1日施行）

（改正内容）

- ・被保険者証兼高齢受給者証（一体証）を被保険者証のの様式として規定する。
- ・被保険者証兼高齢受給者証（一体証）の様式例を規定する。

#### 2. 都道府県による推進について

本年4月に実施した調査の結果、国保制度改革を契機として、都道府県が一体化を推進している事例が確認されています。都道府県の主導の下、市町村の一体化の実施時期を合

わせて行う場合、医療機関等の関係機関への説明や被保険者への広報を、市町村が個々に実施する場合よりも効率的に行うことができること、また、都道府県内の事務の標準化・効率化・均一化にもつながることから、現在、一体化の推進に係る検討を行っていない都道府県におかれては、実施に向けた検討を行っていただくとともに、市町村への支援等をお願いいたします。

### 3. その他

一体化の実施（予定）状況等については、平成31年度予算関係資料において調査を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。

|   |
|---|
| 連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係<br>電 話：03（3595）2565（直通）<br>メール：kokuho@mhlw.go.jp |
|---|